

森 林 環 境 保 全 課

【主な所掌事務】

（調整・森林環境チーム）	（治山・林道チーム）	（森林管理チーム）
・課内調整 ・水と緑の森づくり基金運営委員会 ・水と緑の森づくり税事業 ・森林学習交流館管理運営 ・県民の森維持管理 ・緑化推進事業 ・森林病虫害防除対策 ・森林保全・再生事業	・治山事業 ・地すべり防止事業 ・林道事業 ・山地・林道災害対策	・保安林の指定・解除 ・県有財産管理 ・保安林管理 ・林地開発許可

事業名	秋田県水と緑の森づくり事業【秋田県水と緑の森づくり基金】			担 当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県、市町村等	当初予算額	403,879 千円	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全に関する事業を実施する。			財 源	繰入金	403,879 千円
実施内容	1 豊かな里山林整備事業			26,389千円（②26,389千円）		
	（1）針広混交林化事業					
	生育の思わしくないスギ人工林や居住地近くに広がる里山林等を対象として、誘導伐（間伐）等の実施により、針葉樹と広葉樹の入り混じった混交林へ誘導し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。					
	①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等					
	②事業計画 ー					
	③施行箇所 ー					
	④補 助 率 10／10以内					
	（2）広葉樹林再生事業					
	放牧跡地等の過去に失われた森林環境を取り戻し、野生動植物が生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。					
	①実施主体 市町村、県					
②事業計画 下刈等 7ha						
③施行箇所 2市 大仙市、湯沢市						
④補 助 率 10／10以内						
2 安全・安心な森整備事業			298,124千円（②298,124千円）			
（1）緩衝帯等整備事業						
クマ等の野生動物と人との不和が生じている森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林において、野生動物の出没抑制、森林環境の保全や景観の向上を図る。						
①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等						
②事業計画 下刈等 222ha						
③施行箇所 15市町村 鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、秋田市、五城目町、井川町、由利本荘市、にかほ市、大仙市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村						
④補 助 率 10／10以内						
（2）マツ林・ナラ林等景観向上事業						
松くい虫やカシノナガキクイムシ被害によって枯死し、景観維持や安全面から支障になる立木を伐倒処理し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。						
①実施主体 市町村、県						
②事業計画 枯損木処理 5,550m³						
③施行箇所 12市町村 大館市、北秋田市、秋田市、男鹿市、大潟村、由利本荘市、にかほ市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、東成瀬村						
④補 助 率 10／10以内						
（3）ナラ枯れ未然防止事業						
カシノナガキクイムシの被害にあう可能性の高いナラを未然に伐採し、ナラ林の若返りを図る。						
①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体						
②事業計画 ナラ林の伐倒 44ha						
③施行箇所 3市 由利本荘市、大仙市、横手市						
④補 助 率 10／10以内						
3 森や木とのふれあい空間整備事業			74,651千円（②74,651千円）			
（1）ふれあいの森整備事業						
多くの県民が気軽に森林とふれあえる場として利用できる、身近な森林の公園化や既存公園の再整備を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。						
①実施主体 市町村、財産区、小・中学校、森林所有者、県等						
②事業計画 10か所						
③施行箇所 8市町 大館市、能代市、八峰町、秋田市、潟上市、八郎潟町、大仙市、仙北市						
④補 助 率 10／10以内						

	(2) 木育空間整備事業 木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見てふれあえる「木育体験空間」を整備し、木育の推進及び促進を図る。 ①実施主体 市町村、県 ②事業計画 ー ③施行箇所 ー ④補助率 10/10以内	
	4 秋田県水と緑の森づくり事業（事務費）	4,715千円（④4,715千円）

事業名		担 当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県、市町村、ボランティア団体、NPO等
当初予算額	91,819 千円		
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民の森林に対する意識の醸成と、森作り活動への自主的参加を促す仕組みを推進する。	財 源	繰入金
			91,819 千円
実施内容	1 県民参加の森づくり事業	33,362千円（④33,362千円）	
	(1) 森林ボランティア活動支援事業 森林ボランティアによる森づくり活動を推進するため、森林ボランティア団体が行う森づくり活動や森林、林業に関する研修会等の実施を支援する。 ①実施主体 県に登録されている森林ボランティア団体 ②補助率 10/10以内（上限850千円）		
	(2) 森づくり県民提案事業 県民全体で支える森づくりへの取組として、県民の自主参加型の企画立案による森づくり活動を公募し、その活動の支援を行う。 ①実施主体 NPO等の法人、企業、組合、地域住民団体等 ②補助率 10/10以内（上限400千円 ※クマ対策は上限1,000千円）		
	(3) 市町村等の森づくり活動支援事業 市町村等が行う植樹・育樹祭等や普及啓発事業を支援する。 ①実施主体 市町村等 ②補助率 10/10以内（上限1,000千円）		
	2 森林環境教育推進事業	21,304千円（④21,304千円）	
	(1) 森林環境学習活動支援事業 次代を担う児童生徒を対象とした森林環境教育を推進するため、学校等における森林環境学習活動の支援を行う。		
	(2) 森林環境教育指導者養成事業 学校等における森林環境教育を推進する指導者や、児童への自然体験や木育を推進する指導者を養成するため研修会を開催する。		
	3 普及啓発事業	37,153千円（④37,153千円）	
	基金運営委員会を設置し事業効果の検証等を行うほか、ボランティア活動を支援する「あきた森づくり活動サポートセンター」の運営、森林祭の開催など県民参加による森づくりへの理解促進を図るための普及啓発活動、森林環境に関する調査のため試験研究等を行う。		

事業名	秋田県水と緑の森づくり基金積立金			担当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成20～令和9	事業主体	県	当初予算額	456,701 千円	
				6月補正後	509,201 千円	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境保全に関する資金として基金を積み立てる。			財源内訳	財産	1,701 千円
					寄附金	52,500 千円
					一般	455,000 千円
実施内容	1 基金積立金【6月補正】 当 初 455,000千円（㊦455,000千円） →補正後 507,500千円（㊦52,500千円、㊦455,000千円） （1）令和6年度税込見込額 （2）企業版ふるさと納税 2 基金積立金（運用益分） 1,701千円（㊦1,701千円） （1）森づくり税分 ①運 用 額 103,382千円（令和6年度末基金残高見込み） ②運用方法 大口定期 12か月 金利0.600% ③運 用 益 620,290円 （2）ふるさと納税分 ①運 用 額 180,000千円（令和6年度末基金残高見込み） ②運用方法 大口定期 12か月 金利0.600% ③運 用 益 1,080,000円					

事業名	県民の森維持管理費			担当	調整・森林環境チーム	
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	3,344 千円	
事業目的	第19回全国植樹祭（S43）を記念して設置した「県民の森」や、立県百年（S46）を記念して設置した「立県百年記念の山」の維持管理を実施し、緑豊かな自然に親しむ県民憩いの場と樹木や自然を愛する豊かな心を育む林業研修の場として活用する。			財源	財産	39 千円
				一般	3,305 千円	
実施内容	1 「県民の森」の概要					
	(1) 所在場所 仙北市田沢湖町田沢字大森1-1外					
	(2) 面積 145.00ha					
	(3) 施設の概要					
	①管理舎 木造平屋 1 棟 (36.35㎡) ⑥みんなの広場 2.5ha					
	②遊歩道 6,700m ⑦樹園地造成 0.24ha					
	③水飲場 4 か所 ⑧各県の木の森 2.0ha (各都道府県の象徴木19種)					
	④東屋 2 棟 ⑨世界の木の森 1.5ha (15カ国の樹木)					
	⑤便所 1 か所 ⑩野営広場 1.8ha					
	(4) 維持管理事業内容					
①広場の巡視・施設管理						
②植栽地の下刈り及び修景施業						
③遊歩道等の整備・補修等						
※②、③は森づくり税の活用により実施						
2 「立県百年記念の山」の概要						
(1) 所在場所 能代市二ツ井町小繋字湯の沢55-1						
(2) 面積 14.55ha						
(3) 施設の概要						
①東屋 1 棟、②便所 1 か所、③広場1.00ha、④沼0.13ha						
⑤樹木植栽地13.42ha (サクラ、ウメ、ツツジ、ドウダンツツジ、シラカバ、ナラ、スギ、アカマツ)						
(4) 維持管理事業内容						
①広場の巡視						
②松くい虫被害木のくん蒸処理等						
③植栽地の下刈り						
※③は森づくり税の活用により実施						
3 財産収入						
(1) 土地貸付、県営林売払による収入						

事業名	緑化推進事業費			担当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	930 千円
事業目的	緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成のほか、（公社）秋田県緑化推進委員会が行う事業に対して助成する。			財産内訳	930 千円
実施内容	1 緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成 学校関係緑化コンクール表彰等				80千円（○80千円）
	2 緑化推進活動事業費補助金 （公社）秋田県緑化推進委員会の主要事業に対する助成事業				850千円（○850千円）

事業名	森林学習施設管理運営費			担当	調整・森林環境チーム
事業年度	平成2～	事業主体	県	当初予算額	30,309 千円
事業目的	森林・林業の学習施設として、森林学習交流館（プラザクリプトン）の管理運営を行う。			財源内訳	2,419 千円
実施内容	1 指定管理業務（指定管理料）				28,244千円（◎2,419千円、○25,825千円）
	（1）展示施設や「学習交流の森」の指導説明				
	（2）建物施設等の清掃や設備管理、庭園の維持管理等				
	（3）委託先（指定管理者） 株式会社 サンアメニティ 所在地（本社）東京都 （支店）秋田市雄和椿川				
	2 土地賃借料 (19.23ha)				2,065千円（○2,065千円）
	土地所有者 秋 田 市 1.35ha 170,906 円				
	戸島・白熊部落融和会 17.88ha 1,893,360 円				
	（参 考） 森林学習交流館 設置場所 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4				
	規 模 鉄筋コンクリート3階建 延べ床4,630㎡				

事業名	森林病虫害等防除対策事業【秋田県水と緑の森づくり基金】			担当	調整・森林環境チーム
事業年度	昭和57～	事業主体	県、市町村	当初予算額	326,352 千円
				6月補正後	341,412 千円
事業目的	松くい虫被害から公益性が高い海岸松林や景勝地等の松林を、ナラ枯れ被害から森林公園や名木・古木等の重要なナラ林を守るため、駆除・薬剤散布・樹幹注入等の防除対策を実施し、被害のまん延防止を図る。			財源	国庫 238,308 千円
				繰入金	1,830 千円
				一般	101,274 千円
実施内容	1 松くい虫被害先端地域特別対策事業 155,363千円（◎155,363千円） 農林水産大臣の防除命令（大臣命令）の区域において、国委託による伐倒駆除、薬剤散布を実施する。 （1）伐倒駆除（被害木の伐倒・破砕） 4,000m³ 能代市ほか4市町 （2）薬剤散布（殺虫剤による予防：地上散布、無人ヘリ散布） 509ha 能代市ほか4市町 （3）防除指導等（環境影響調査、事務費） 2 松くい虫防除対策事業（国庫補助） 137,506千円（◎74,778千円、◎62,728千円） 大臣命令区域以外の対策対象松林において、伐倒駆除、薬剤散布等を実施する。 （1）県直営事業 ①事業内容 ア 伐倒駆除（被害木の伐倒・破砕） 2,272m³ 秋田市ほか2市 イ 薬剤散布（地上散布、無人ヘリ散布） 522ha 秋田市ほか2市 ウ 防除指導（防除の計画・技術指導等に係る会議開催、旅費、需用費等） ②補助率 国1／2、県1／2 （2）補助事業 ①事業内容 ア 伐倒駆除（被害木の伐倒・破砕又はくん蒸） 278m³ 大館市ほか4市町村 イ 薬剤散布（地上散布、無人ヘリ散布、有人ヘリ散布） 199ha 三種町ほか10市町 ウ 樹幹注入（殺線虫剤による予防） 1,338本 北秋田市ほか8市村 ②事業主体 市町村 ③補助率 3／4以内（国1／2、県1／4） 3 松くい虫防除対策事業 21,207千円（◎1,830千円、◎19,377千円） 県管理の海岸松林の被害木調査やナラ枯れ被害等の航空探査、抵抗性クロマツの開発を実施する。 （1）被害木調査 （2）抵抗性マツの品種開発（林業研究研修センター） （3）事務費等（航空探査のヘリの燃料代、事務費） 4 海岸松林ゾーニング事業【6月補正】 当初 — →補正後 15,060千円（◎15,060千円） 海岸松林の新たな整備方針を策定するため現況調査を実施する。 （1）事業内容 現況調査・風況調査・衛星画像解析等 （2）事業主体 県 （3）事業年度 令和7年度～9年度（R7秋田管内、R8山本管内、R9由利管内） 5 ナラ枯れ予防対策事業 12,276千円（◎8,167千円、◎4,109千円） 守るべきナラ林において被害木の駆除や樹幹注入を実施する。 （1）県直営事業（防除指導） 補助率 国1／2、県1／2 （2）補助事業 ①事業内容 ア 被害木駆除（くん蒸） 160m³ 北秋田市ほか5市町 イ 樹幹注入（殺菌剤による予防） 1,361本 秋田市ほか4市 ②事業主体 市町村 ③補助率 3／4以内（国1／2、県1／4）				

事業名				森林保全・再生事業		担 当		調整・森林環境チーム			
事業年度		令和7～21		事業主体		県、市町村		当初予算額 6月補正後		－ 16,000 千円	
事業目的	2050カーボンニュートラルの実現に向け、企業版ふるさと納税活用による新たなスキームにより、無立木地への植栽等を実施し森林の再生及び保全を図る。						財源内訳	繰入金		16,000 千円	
実施内容	1 森林保全・再生事業【6月補正】 当 初 ー →補正後 16,000千円（㊦16,000千円） 県有林内の無立木地への植栽や民有地のスキー場及びグラウンド跡地等への植栽により森林化を図る。 （1）事業費 16,000 千円（委託料 15,100 千円、事務費 900千円） （2）委託内容 対象地の調査調査・測量、植栽、イベント開催等										

事業名		森林学習交流館施設修繕事業		担 当		調整・森林環境チーム		
事業年度		令和7～8	事業主体		県		当初予算額	—
							6月補正後	6,859 千円
事業目的	森林学習交流館において、屋上部防水層の浮きや破損が確認され、防水機能の異常による躯体内部への浸水が進行している可能性が高いため、被害の拡大防止のために修繕工事を実施する。					財源内訳	県 債	6,100 千円
							一 般	759 千円
実施内容	1 森林学習交流館施設修繕事業【6月補正】					当 初 —		
						→補正後 6,859千円（㊦6,100千円、㊧759千円）		
	(1) 調査設計業務委託 一式							
	施設全体の屋上部防水層について、破損状況等を調査し、改修内容及び工事費を把握する。							

事業名		甘肅省林業技術者交流促進事業		担 当		調整・森林環境チーム	
事業年度		平成27～令和 8	事業主体	県	当初予算額 6 月補正後		－ 265 千円
事業 目的	本県と友好提携を結び交流を進めてきている中国甘肅省との友好関係を更に発展させるため、林業関係分野での技術交流を図る。				財 源 内 訳	一 般	265 千円
実施 内容	1 甘肅省技術研修員等受入事業【6 月補正】 当 初 ー →補正後 265千円（○265千円） (1) 甘肅省技術研修員等受入事業 甘肅省から研修生を受け入れ、県の試験研究機関や民間企業等において研修を行うとともに、関係者の国際理解を促進する。						

事業名	林地開発許可制度実施事業			担当	森林管理チーム
事業年度	昭和49～	事業主体	県	当初予算額	449 千円
事業目的	林地の開発行為に際して、森林の土地の適正な利用を図りつつ、森林の有する公益的機能の確保を図る。			財源内訳	449 千円
実施内容	1 林地開発許可制度実施事業 地域森林計画の対象民有林において、1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて開発行為を行う際の林地開発許可申請の審査を行う。 なお、国又は地方公共団体が行う場合及び省令で定める事業を実施する場合は、その事業者は知事と連絡調整（協議）を行う。 （1）林地開発許可申請の審査、林地開発許可対象地の指導 （2）林地開発行為の連絡調整（協議）				

事業名	保安林管理事業			担当	森林管理チーム
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	8,781 千円
事業目的	森林法に基づき知事が権限を有する重要流域以外の1～3号並びに全流域の4号以下民有保安林の適正かつ円滑な整備を図る。			財源内訳	国庫 1,523 千円 財産 292 千円 一般 6,966 千円
実施内容	1 保安林整備管理 民有保安林の指定・解除等の事務（国1／2、県1／2、県10／10）			566千円（◎97千円、○469千円）	
	2 保安林保全管理 保安林等の巡視（国1／2、県1／2）			2,805千円（◎495千円、○2,310千円）	
	3 損失補償 損失補償費の支払い 1～3号保安林（国10／10） 4～7号保安林（国1／2、県1／2） 8～11号保安林（県10／10）			2,515千円（◎931千円、○1,584千円）	
	4 財産管理 （1）水源かん養林造成契約地及び海岸砂地造林契約地の支障木売買等による収入 （2）契約分収割合による分収金の交付 （3）境界整備（危険木伐倒処理等）			2,895千円（◎292千円、○2,603千円）	

事業名	保安林管理受託事業			担当	森林管理チーム
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	22,310 千円
事業目的	大臣権限に係わる重要流域内の1～3号民有保安林の指定・解除、指定施業要件の変更等の事務、保安林適正管理調査等の受託事業を実施する。			財源内訳	22,310 千円
実施内容	1 保安林整備 保安林の指定・解除、指定施業要件変更等の事務			862千円（◎862千円）	
	2 保安林管理 （1）保安林適正管理実態調査（所有者・境界・地目未更正箇所の実態等の調査）等の受託 （2）保安林保全情報整備調査（保安林台帳等のデータベース化）等の受託			21,448千円（◎21,448千円）	

事業名	治山事業（公共事業）			担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	2,091,440 千円	
				6月補正後	3,045,240 千円	
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の復旧、地すべり防止対策、防災林の造成、保安林の整備等を実施する。			財源内訳	国庫	1,444,000 千円
					県債	1,440,900 千円
					一般	160,340 千円
実施内容	【補助事業】 当 初 1,293,540千円（◎596,120千円、◎627,600千円、◎69,820千円） →補正後 1,730,140千円（◎818,000千円、◎820,800千円、◎91,340千円） 1 復旧治山事業【6月補正】 当 初 250,602千円（◎112,920千円、◎124,000千円、◎13,682千円） →補正後 465,202千円（◎222,300千円、◎218,700千円、◎24,202千円） （1）事業内容 山腹崩壊地、はげ山、侵食地、不安定土砂が異常に堆積している溪流などの荒廃山地を復旧整備するため、治山施設（ダム工、土留工など）の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能を付け加える工事等を行う。 （2）採択基準 山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙（地表が割れてできたすきま）で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの、活断層周辺や沿岸部の山地における崩壊地で地震・津波により著しい被害を与えるおそれがあるもの及び公共の利害に密接な関係を有し、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要なもので、次の①から⑤のいずれかに該当するもの。 ① 1級河川上流 ② 2級河川上流 ③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護 （※里山等保安林機能強化対策として行う場合の採択基準は次のとおり） ④ 崩壊地の整備等に必要な治山施設の効果区域内にある保安林で、過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは、土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがある場合 ⑤ 市街地又は集落（人家等10戸以上）を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。） （工事規模）1 施行箇所の事業費：全体計画7,000万円以上（ただし里山林等保安林機能強化対策を行う場合は全体計画額8,000万円以上とし、ICT等新技术を導入し行う場合は全体計画額3,500万円以上とする。） （3）補助率 通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10） （4）事業箇所 当初予算：鹿角市尾去沢字下沢ほか9箇所 6月補正：鹿角市尾去沢字下沢ほか5箇所（肉付予算のため当初予算箇所数の内数） 2 山地災害重点地域総合対策事業 24,571千円（◎11,500千円、◎11,700千円、◎1,371千円） （1）事業内容 山地災害危険地区が密集した地域において、航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した調査等の計測データ等を用いて、荒廃した溪流や崩壊のおそれのある箇所の分析等を行った結果に基づき、荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防を図るための工事を行う。 （2）採択基準 山地災害危険地区に判定されており（荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山腹崩壊危険地区等の危険度が「A」と判定された地区に限る）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地区で行うものであって、次の①から③のいずれかに該当するもの。					

- ① 1 級河川上流
- ② 2 級河川上流
- ③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
 - イ 主要公共施設の保護
 - ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
 - エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
（工事規模） 1 施工箇所の事業費：全体計画 2 億円以上
- （3）補助率
通常（国 1／2、県 1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- （4）事業箇所
横手市八沢木字堀戸

3 緊急総合治山事業【6月補正】

当 初 124,685千円（㊦56,500千円、㊦61,400千円、㊦6,785千円）
→補正後 182,685千円（㊦85,500千円、㊦87,400千円、㊦9,785千円）

- （1）事業内容
復旧治山事業に同じ。
- （2）採択基準
災害関連緊急治山事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地域並びに国有林野内直轄治山災害関連緊急事業の着手地区の周辺地区において、これらの事業に引き続いて実施するもの。
（工事規模） 1 施工箇所の事業費
山腹 年度計画額 800万円以上又は全体計画額2,500万円以上
溪流 年度計画額1,500万円以上又は全体計画額4,500万円以上
- （3）補助率
通常（国 1／2、県 1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）
- （4）事業箇所
当初予算：秋田市寺内神屋敷字神屋敷ほか 2 箇所
6月補正：秋田市寺内神屋敷字神屋敷ほか 1 箇所（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

4 緊急予防治山事業【6月補正】

当 初 48,337千円（㊦21,000千円、㊦24,600千円、㊦2,737千円）
→補正後 130,337千円（㊦63,500千円、㊦60,200千円、㊦6,637千円）

- （1）事業内容
復旧治山事業に同じ。
- （2）採択基準
地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うもので、次の①に該当するものとする。（ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の①から③までの全ての条件をみたすものとする。）
①山地災害危険地区に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a 2」評価であるものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの。若しくは、山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a 2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は 2 以上の山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a 2」評価であるものに限る。）の上流域に位置する山地。
②治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として行うものであること。
③市街地又は集落（人家が10戸以上のもの又は 5 戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。）を対象として行うものであること。
（工事規模） 1 施工箇所の事業費
山腹 年度計画額 800万円以上又は全体計画額2,500万円以上
溪流 年度計画額1,500万円以上又は全体計画額4,500万円以上

(3) 補助率

通常（国 1／2、県 1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

(4) 事業箇所

当初予算：由利本荘市町村字中畑 2 ほか 5 箇所

6 月補正：由利本荘市町村字中畑 2 ほか 3 箇所（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

5 緊急機能強化・老朽化対策事業【6 月補正】

当 初 65,945 千円（㊦30,000 千円、㊦32,300 千円、㊦3,645 千円）

→補正後 92,945 千円（㊦43,500 千円、㊦44,500 千円、㊦4,945 千円）

(1) 事業内容

既存の治山施設を有効に活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために機能強化対策及び老朽化対策を行う。

(2) 採択基準

次の①から③までの全ての条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、①、②及び④の条件を満たすものとする。

①山地災害危険地区に指定されており、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a 2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの

②個別施設計画が策定されている治山施設であること。

③全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

④年度計画の工事規模が200万円以上のもの

(3) 補助率

通常（国 1／2、県 1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

(4) 事業箇所

当初予算：南秋田郡五城目町富津内下山内字猿田沢大ナコほか 1 箇所

6 月補正：鹿角市八幡平字山堀沢（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

6 地すべり防止事業【6 月補正】

当 初 377,600 千円（㊦179,000 千円、㊦178,700 千円、㊦19,900 千円）

→補正後 432,600 千円（㊦206,500 千円、㊦203,400 千円、㊦22,700 千円）

(1) 事業内容

地すべり斜面の荷重を減じ滑動力を減殺するための排水工、地すべりを誘発する地下水を排除するための地下水排除工、杭の抵抗力によって地すべりを防止するための杭打工、堆砂により地すべり先端部の崩壊を抑制し地すべりを防止するための治山ダム工等を実施する。

(2) 採択基準

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

① 1 級河川上流

② 2 級河川上流

③その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（工事規模）1 施行地の箇所の事業費 全体計画 1 億円以上（ただし I C T 等新技術を導入し行う場合は全体計画額3,500万円以上）

(3) 補助率

国 1／2、県 1／2

(4) 事業箇所

北秋田市阿仁荒瀬櫃畑字荒瀬川ほか 3 箇所

6 月補正：山本郡藤里町藤琴字大高石（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

7 防災林造成事業

245,717千円（◎115,000千円、◎117,700千円、○13,017千円）

（1）事業内容

海岸からの飛砂を止め、堆積させて砂丘を造成するための堆砂工、植生を保護するための防風工、波浪・潮流等の海岸浸食から森林を保護するための防潮護岸工、森林造成のための植栽工を実施するほか、なだれを阻止するための階段工・柵工、雪を分散させるための土塁工、森林によりなだれを防止するための植栽工等を実施する。

（2）採択基準

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待される森林で、土砂の流出等により下流や背後地に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係があり、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要な雪崩防止林、土砂流出防止林、海岸防災、防風林であって、次のいずれかに該当する場合。

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地（海岸防災林の造成にあつては、林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成にあつては造成面積の10倍以上）、ため池、用排水路等の保護

④災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の一連の避難経路等の保護

（工事規模）1 施工箇所の事業費 年度計画 500万円以上

（単独で海岸防災林の機能強化を図る場合にあつては、1,000万円以上）

（3）補助率

国1／2、県1／2

（4）事業箇所

山本郡八峰町峰浜目名潟字峰浜沼田ほか2箇所

8 保安林総合改良事業

137,815千円（◎64,500千円、◎65,900千円、○7,415千円）

（1）事業内容

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備及び複層林への誘導・造成を実施する。

（2）採択基準

対象箇所は、次の①から③のいずれかに該当するもの。

①林床植生が消滅し、水源かん養機能の低下した保安林であつて、表土の流出により濁水を発生させ、又は発生させる恐れがあり、複層林への誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所。

②立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれのある保安林であつて、次のいずれかの条件を満たすもの。

ア 1、2級河川上流で行うもの

イ 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

ウ 主要公共施設の保護

エ 農地、ため池、用排水施設の保護

オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の一連の避難経路等の保護

③山地災害発生時におけるリスク軽減や林内環境の維持改良のため、危険木、劣勢木、老齢木及び溪流漂着木の事前伐採・除去等を実施するものについては、次のいずれかに該当するもの。

ア 既往の治山事業施工地に係るもの

イ 山地災害危険地区の危険度が「A」と判定された地区に係るもの

（工事規模）1 施行箇所の事業費：年度計画 200万円以上

（3）補助率

国1／2、県1／2

（4）事業箇所

能代市浅内字砂山ほか4箇所

9 保育事業

18,268千円（◎5,700千円、◎11,300千円、○1,268千円）

（1）事業内容（事業対象年齢）

①Ⅷ年齢級以下（防災林造成事業施行地にあつてはⅨ年齢級以下）の林分

②ただし、気象、標高、傾斜、土壌等の自然条件等から機能が低い保安林であつて、保安林の機能発揮に対する社会的要請等から保育を実施する必要がある場合は12年齢級以下（防災造成施行地は13年齢級以下）の林分

（2）採択基準

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①既往の治山施工地であつて、保育を必要とする箇所

②治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林（人工林を含む。）であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所

③水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の全ての条件を満たすもの

ア 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

イ 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの

（工事規模）1 施行箇所の事業費：年度計画50万円以上

（3）補助率

国1／3、県2／3

（4）事業箇所

山本郡八峰町峰浜目名湯字大沼ほか4箇所

【交付金事業】

当 初 797,900千円（㊦363,400千円、㊦391,000千円、㊦43,500千円）
→補正後 1,315,100千円（㊦626,000千円、㊦620,100千円、㊦69,000千円）

1 予防治山事業【6月補正】

当 初 695,236千円（㊦317,150千円、㊦340,300千円、㊦37,786千円）
→補正後 1,091,893千円（㊦521,100千円、㊦513,800千円、㊦56,993千円）

（1）事業内容

地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防、並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の指定及び見直しに必要な調査。

（2）採択基準

次のいずれかに該当するもの。

①1級河川上流

②2級河川上流

③その他河川又は地区で次のいずれかに該当するもの（集落等の保護に関するものについては、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流域に位置する山地において実施するものを除く。）かつ山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている場合に限る。）

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

エ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（工事規模）1 施工箇所の事業費

山腹 年度計画額 800万円以上又は全体計画額2,500万円以上

溪流 年度計画額1,500万円以上又は全体計画額4,500万円以上

法枠工等施工済の区域において津波避難機能施設の整備に限って実施する場合200万円以上

山地災害危険地区の等の調査の場合200万円以上

（3）補助率

通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

（4）事業箇所

当初予算：鹿角市八幡平字白欠ほか28箇所

6月補正：鹿角市十和田大湯字和町ほか14箇所（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

2 機能強化・老朽化対策事業【6月補正】

当 初 70,256千円（㊦31,650千円、㊦34,700千円、㊦3,906千円）
→補正後 111,497千円（㊦52,400千円、㊦53,100千円、㊦5,997千円）

（1）事業内容

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策及び老朽化対策。

(2) 採択基準

次の①から③までの全ての条件を満たすものとする。

ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、②及び④の条件を満たすものとする。

①山地災害危険地区に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a 2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるものを除く）、人家が10戸以上の集落等（人家5戸以上10戸未満であって周当該地域に存する公共施設等を含め考慮し、それが人家10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのあるもの。

②個別施設計画が策定されている治山施設であること

③山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うもの。

④1、2級河川の上流又は次のいずれかに該当するもの。

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

エ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（工事規模）1 施工箇所の事業費：全体計画の工事規模が1,500万円以上

老朽化対策のみを実施する場合は年度計画の工事規模が200万円以上

(3) 補助率

通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

(4) 事業箇所

当初予算：雄勝郡羽後町上仙道字下繫沢ほか1箇所

6月補正：能代市二ツ井町小掛字弘川（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

3 林地荒廃防止事業【6月補正】

当 初 32,408千円（㊦14,600千円、㊦16,000千円、㊦1,018千円）
→補正後 111,710千円（㊦52,500千円、㊦53,200千円、㊦6,010千円）

(1) 事業内容

激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された特別豪雪地帯、又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木・流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策

(2) 採択基準

激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度5弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが2以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民政安定上放置しがたいもので、次の①から④までのいずれかに該当するもの。（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

① 人家5戸以上の保護

② 主要公共施設の保護

③ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

④ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

(3) 補助率

通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10）

(4) 事業箇所

当初予算：由利本荘市葛岡字大沢ほか3箇所

6月補正：由利本荘市葛岡字大沢ほか3箇所（肉付予算のため当初予算箇所数の内数）

事業名		災害関連緊急治山事業		担当		治山・林道チーム	
事業年度		昭和58～	事業主体	県	当初予算額		136,490 千円
事業目的	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、なだれ発生地、地すべり地について、当該発生年に緊急に復旧整備を行い、災害の拡大や再発生の防止を図る。				財源内訳	国庫	83,400 千円
						県債	47,700 千円
						一般	5,390 千円
実施内容	1 採択基準						
	(1) 災害関連緊急治山事業						
	次の各号に該当するもの。						
	①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要があるもの						
	②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの						
	ア 鉄道、高速自動車道国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの						
	イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの						
	ウ 農地、農道、ため池又は用排水施設のいずれかに直接被害を与えると認められるもの						
	エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの						
	(2) 災害関連緊急地すべり防止事業						
次の各号に該当するもの。							
①(1)の①に同じ							
②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの							
ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの							
イ 以下、(1)の②に同じ							
2 事業規模 1箇所の復旧事業費が600万円以上のもの。							
3 負担区分 国2／3、県1／3							
4 事業箇所 未定							

事業名		林地荒廃防止施設災害関連事業		担当		治山・林道チーム		
事業年度		昭和58～		事業主体		県		
事業目的	林地荒廃防止施設災害復旧事業と併合実施し、災害防止を図る。					財源内訳	当初予算額	38,000 千円
							国庫	18,090 千円
							県債	17,900 千円
							一般	2,010 千円
実施内容	1 事業内容 災害復旧事業と併せて、当該被災施設及びこれに接続する部分の嵩上げ、又は拡大、施設の新設、残存施設の改築又は補強、一定の計画により施設を改良して施行する。							
	2 採択基準 (1) 林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないと認められるもの (2) 1箇所の事業費が800万円以上のもの							
	3 負担区分 国1／2、県1／2							
	4 事業箇所 未定							

事業名		林地荒廃防止施設災害復旧事業			担当		治山・林道チーム	
事業年度		昭和35～	事業主体	県	当初予算額		236,000 千円	
					6月補正後		947,390 千円	
事業目的	降雨、洪水、暴風、高潮、地震、地すべり、その他異常な天然現象により被災した治山施設を復旧し、同施設の機能回復を図る。				財源内訳	国庫	618,238 千円	
						県債	323,400 千円	
						一般	5,752 千円	
実施内容	林地荒廃防止施設災害復旧事業【6月補正】							
	当初 236,000千円（㊦151,338千円、㊦79,000千円、㊦5,662千円） →補正後 947,390千円（㊦618,238千円、㊦323,400千円、㊦5,752千円）							
	1 事業内容							
	異常な天然現象により被災した既存治山施設について補強や根固め等により従前の機能に復旧する。							
	2 採択基準							
	次の各号の全てを満たすもの。							
	（1）林地荒廃防止施設については保安林又は保安林施設地区として、地すべり防止施設については地すべり防止区域として都道府県知事が維持管理している施設							
	（2）次のいずれかの異常な天然現象により被災したもの							
	①河川の出水による災害は、被災施設の所在箇所の水位が警戒水位以上の出水により生じた災害							
	②最大24時間雨量が80mm以上の降雨により生じた災害							
③最大風速15m以上の風により生じた災害								
④暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波による災害にあつては、被災の程度が大きいもの								
⑤地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成しているもの								
（3）1箇所の災害復旧工事費が120万円以上のもの								
3 負担区分 国2／3、県1／3（起債充当率：現年災100%、過年災90%）								
4 事業箇所 令和5年7月15日～令和6年9月30日の地すべり災害箇所：山本郡三種町上岩川字谷地田 令和7年発生箇所：能代市浅内字砂山地区								

事業名	県単治山施設災害復旧事業			担当	治山・林道チーム
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	7,200 千円
				6月補正後	17,200 千円
事業目的	異常な天然現象により被災した治山施設のうち、国庫補助の対象とならないものを復旧する。			財源内訳	県債
					17,000 千円
					一般
					200 千円
実施内容	1 県単治山施設災害復旧事業 4,600千円（㊦4,500千円、㊦100千円） （1）事業内容 林地荒廃防止施設災害復旧事業に同じ。 （2）採択基準 ①国庫補助事業の「林地荒廃防止施設災害復旧事業」の採択基準（1）及び（2）に同じ ②1箇所の災害復旧事業費が120万円未満のもの （3）負担区分 県10／10 （4）事業箇所 未定 2 治山施設災害復旧調査【6月補正】 当初 2,600千円（㊦2,500千円、㊦100千円） →補正後 12,600千円（㊦12,500千円、㊦100千円） （1）採択基準 治山施設の災害査定設計のための調査に要する経費 （2）事業箇所 能代市浅内字砂山地区			財源内訳	

事業名		県単治山事業		担当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和35～	事業主体	県、市町村	当初予算額	107,845 千円	
事業目的	国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、予防及び治山施設の維持管理を行うとともに、治山事業の前提となる地すべり防止区域を指定し、山地災害への適正な対処により、県民が安心して暮らせる環境を守る。			財	県 債	101,700 千円
				源	一 般	6,145 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 県単一般治山事業			59,850千円（㊦53,800千円、㊧6,050千円）		
	(1) 事業内容 国庫補助事業の「復旧治山事業」に同じ。					
	(2) 採択基準 次の各号を全て満たすもの。 ①天然現象に起因する災害によって、山地の崩壊等が発生している箇所及び崩壊等が発生するおそれのある箇所 所で復旧整備が必要なもの ②県の施設を保全するもの					
	(3) 事業主体 県 (4) 負担区分 県10／10 (5) 事業箇所 未定					
	2 県単局所防災事業			47,995千円（㊦47,900千円、㊧95千円）		
	(1) 事業内容 天然現象による林地の崩壊により、現に人家に被害を与えている場合及び崩壊を放置すると人家等に直接被害を与えることが確実と認められた場合に、林地の保全上必要な施設の設置に要する経費の一部を補助する。					
	(2) 採択基準 次の各号のいずれかを満たすもの。 ①人家を保全するもの。 ②市町村の公共施設等を保全するもの。					
	(3) 事業主体 市町村 (4) 負担区分 県 8／10、市町村 2／10 (5) 事業箇所 未定					

事業名	林道事業（公共事業）			担 当	治山・林道チーム	
事業年度	昭和21～	事業主体	県、市町村	当初予算額	893,954 千円	
事業目的	林内路網の骨格となり木材運搬車両の通行等に供する恒久的施設として、林道及び林業専用道の開設等を行う。			財 源	分担金	94,345 千円
				内 訳	国 庫	522,893 千円
					県 債	226,000 千円
					一 般	50,716 千円
実施内容	1 高能率生産団地路網整備事業（林業専用道） 558,506千円（㊦86,345千円、㊧259,035千円、㊨191,800千円、㊩21,326千円）					
	（1）事業内容 スギ人工林資源が成熟した団地を設定し、生産ロットの拡大、機械化により林業生産コストの低減と原木の安定供給を図るために高性能林業機械が稼働できる基盤施設として、林業専用道（W＝3.6m）を開設する。					
	（2）採択基準					
	①団地要件					
	ア 森林面積が概ね100ha以上					
	イ 団地内のスギ人工林率が概ね70%以上					
	ウ 団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上					
	エ 市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区					
	オ 単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林50%未満					
	②林業専用道の要件					
ア 利用区域面積：10ha以上、 路線延長：200m以上、 開設効果指数：0.9以上						
イ 接続道路は、林業専用道と同等以上の規格構造を有するものであること						
（3）事業主体 県						
（4）負担区分 過疎・振山 国（3／6）県（2／6）市町村（1／6） その他 国（27／60）県（23／60）市町村（10／60）						

(5) 実施状況 (単位：本、千円)

実施主体	R 6 年度実績		R 7 年度計画	
	路線数	事業費	路線数	事業費
県	26	1,022,548	17	558,506

2 林業生産基盤整備道整備事業 86,184千円 (㊦8,000千円、㊧40,000千円、㊨34,200千円、㊩3,984千円)

(1) 事業内容

人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板、製材工場等の集荷圏にある区域として、生産基盤強化区域を設定し、原木の低コスト化と安定供給を図るため、幹線として整備すべきである恒久的施設の林業生産基盤整備道（林道）の新設を行う。

(2) 採択基準

①生産基盤強化区域の要件

- ア 合理的な森林施業を行うことの出来る一定のまとまりを持った範囲とし、100ha以上を目安とした区域
- イ 原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあること
- ウ 区域内の人工林蓄積の半数以上が標準伐期齢以上となっていること
- エ 起点及び終点が公道や公道に接続する林道に接続していること

②路線の採択要件

路線規模に応じて流域育成林整備事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業の要件を具備していること

(3) 事業主体 県

(4) 実施状況 (単位：本、千円)

実施主体	R 6 年度実績		R 7 年度計画	
	路線数	事業費	路線数	事業費
県	1	92,187	1	86,184

3 流域育成林整備事業、林道改良事業（舗装含む） 249,264千円 (㊦223,858千円、㊩25,406千円)

(1) 事業内容

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を新設・改築・改良する。国の林道整備事業（補助事業）と農山漁村地域整備交付金（交付金）を活用している。

(2) 採択基準

①新設

- ア 利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、特定市町村、準特定市町村、水土保持は30ha以上）
- イ 林業効果指数0.9以上
- ウ 全体計画延長0.8km以上（利用区域面積が50ha以上の場合は1km以上）
- エ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し、延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林整備が実施されることが確実であると見込まれること

②改築

開設後5年以上経過

③林道改良（舗装含む）

ア 基盤道整備

(7) 幹線

- ・利用区域の森林面積が500ha以上（過疎、振山200ha以上）
- ・改良効果指数1.2以上

(4) その他

- ・利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、過疎30ha以上）
- ・改良効果指数0.9以上

イ 山村強靱化

(7) 幹線

- ・利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、振山30ha以上）であって公道に2箇所以上接続していること
- ・改良効果指数0.9以上

(4) その他

- ・利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、振山30ha以上）
- ・改良効果指数0.9以上

ウ 林業専用道

- ・利用区域の森林面積が10ha以上
- ・改良効果指数0.9以上

エ 工事規模

- (ア) 改良(基盤道整備)：事業費900万円以上
 (イ) 改良(山村強靱化)：のり面保全、局部改良は1箇所(事業費200万円以上、左記以外は900万円以上)
 (ウ) 改良(林業専用道)：事業費200万円以上
 (エ) 舗装(基盤道整備)：事業費2,400万円以上
 (オ) 舗装(山村強靱化)：事業費3,000万円以上
 (カ) 舗装(林業専用道)：事業費200万円以上
 (キ) 改良(老朽化対策)：個別施設計画の健全度がⅢ、Ⅳの施設が対象で40万円以上
 (ク) 改良(点検診断)：林道台帳に登録された橋梁等で個別施設計画を作成するためのもの

(3) 事業主体 県、市町村

(4) 負担区分

事業名	実施主体	実施区分	国	県	市町村
流域育成林整備 (新設、改築)	県	過疎・振山	5.0/10	2.5/10	2.5/10
		その他	4.5/10	3.0/10	2.5/10
	市町村	過疎・振山	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		その他	4.5/10	0.5/10	5.0/10
林道改良(舗装除く)	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		その他・林専道	3.0/10	0.5/10	6.5/10
林道改良(舗装)	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10
		その他・林専道	10/30	1.5/30	18.5/30
林道改良(老朽化対策)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10
林道改良(点検診断)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10

(5) 実施状況(県営・補助営別)

(単位：本、千円)

実施主体	R6年度実績		R7年度計画	
	路線数	決算額	路線数	予算額
県	—	—	—	—
市町村	33	258,500	26	249,264
計	33	258,500	26	249,264

〔上記のほか、R7. 2月補正で措置〕

高能率生産団地路網整備事業(林業専用道)

439,029千円(◎73,000千円、◎219,000千円、◎147,000千円、◎29千円)

(1) 負担区分 国(3/6) 県(2/6) 市町村(1/6)

(2) 事業箇所 大館市山館字沢 山館線ほか11路線

事業名	林道施設災害復旧事業			担 当	治山・林道チーム																			
事業年度	昭和25～	事業主体	市町村	当初予算額	166,000 千円																			
				6月補正後	404,960 千円																			
事業目的	豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地すべりその他異常な天然現象により、林道が被災したものに対する復旧工事を行う。			財源内訳	国庫 401,960 千円 一般 3,000 千円																			
実施内容	1 林道施設災害復旧事業【6月補正】																							
	当 初 166,000千円（㊦163,000千円、㊵3,000千円） →補正後 404,960千円（㊦401,960千円、㊵3,000千円）																							
	（1）採択基準																							
	暴風雨など異常な天然現象により生じた災害																							
	①最大日雨量 80mm／日以上 ②最大時雨量 20mm／時以上 ③最大風速 15m／秒以上 ④利用区域面積 30ha以上 蓄積 1,390m ³ 以上 ⑤既設延長 500m以上 幅員 1.8m以上																							
	（2）負担区分																							
	<table><tr><td>実施主体</td><td>区 分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td rowspan="2">市町村</td><td>奥 地</td><td>6.5／10以上</td><td>－</td><td>3.5／10</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.0／10以上</td><td>－</td><td>5.0／10</td></tr></table>					実施主体	区 分	国	県	市町村	市町村	奥 地	6.5／10以上	－	3.5／10	その他	5.0／10以上	－	5.0／10					
	実施主体	区 分	国	県	市町村																			
	市町村	奥 地	6.5／10以上	－	3.5／10																			
		その他	5.0／10以上	－	5.0／10																			
（3）令和6年査定額（令和6年災）																								
（単位：本、千円）																								
<table><tr><td>区 分</td><td>路線数</td><td>箇所数</td><td>事業費</td><td>補助対象額</td></tr><tr><td>奥 地</td><td>14</td><td>31</td><td>944,912</td><td>917,224</td></tr><tr><td>その他</td><td>15</td><td>19</td><td>282,693</td><td>274,428</td></tr><tr><td>計</td><td>29</td><td>50</td><td>1,227,605</td><td>1,191,652</td></tr></table>					区 分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額	奥 地	14	31	944,912	917,224	その他	15	19	282,693	274,428	計	29	50	1,227,605	1,191,652
区 分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額																				
奥 地	14	31	944,912	917,224																				
その他	15	19	282,693	274,428																				
計	29	50	1,227,605	1,191,652																				

事業名	秋田スギ生産基盤づくり事業			担 当	治山・林道チーム
事業年度	令和2～9	事業主体	県、市町村	当初予算額	44,160 千円
事業目的	林業生産性の向上と原木の安定供給を図るため、スギ人工林の成熟度が高く関係者の意欲の高い地域に設定した「高能率生産団地」において、林内路網を整備する。			財 源	29,260 千円
				一 般	14,900 千円
実施内容	1 路網整備事業（県営）				
	丸太の搬出作業に直結する、10 t 程度のトラックが走行できる規格を持つ「林業専用道（規格相当）」を開設する。				
	（1）事業箇所 第二心像線（大仙市）				
	（2）開設延長 770m				
	（3）幅 員 3.6m				
	（4）採択基準				
	①県独自要件				
	「高能率生産団地」の認定を受けた地区で実施する路線であること				
	《団地要件》ア 森林面積が概ね100ha以上				
	イ 団地内のスギ人工林率が概ね70%以上				
	ウ 団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上				
	エ 市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区				
オ 単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林25%未満					
②国要件					
ア 利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上					
イ 接続道路は、林業専用道（規格相当）と同等以上の規格構造を有するものであること					
（5）事業主体 県					
（6）負担区分 【国】路線毎の平均横断地山勾配に応じた定額補助					
15度未満 上限助成額 32千円／m					
15度以上25度未満 上限助成額 35千円／m					
25度以上 上限助成額 38千円／m					
【県】国の上限超過分（最大20千円／m）（ただし上限事業費を58千円／mとする。）					

事業名		林内路網整備DX推進事業		担当	治山・林道チーム		
事業年度		令和7～9	事業主体	県	当初予算額	－	
					6月補正後	21,000 千円	
事業目的	森林GISの航空レーザ計測データを活用して林道整備計画を抜本的に見直し、デジタル化して活用することにより、県・市町村・林業事業体等の業務改善を図る。				財源内訳	繰入金	10,500 千円
						一般	10,500 千円
実施内容	1 林内路網整備DX推進事業（県営）【6月補正】 当初 ー →補正後 21,000千円（⊕10,500千円、⊖10,500千円） 航空レーザ計測データを活用して林内路網の状況やスギ生育適地の調査を行うほか、林道整備に伴う木材生産経費の算出システムを構築し、林道整備計画を見直しするとともにデジタル化して森林GISと連携する。 （1）事業内容 路網状況調査、生育適地調査、木材生産経費調査 （2）事業主体 県 （3）負担区分 県 10／10						